



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
7月26日
号外(1)
月曜

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

- ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(人事課) 4
- ※滋賀県税条例等の一部を改正する条例(税政課) 4
- ※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(税政課) 11
- ※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課) 13
- ※滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医療福祉推進課) 14
- ※滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(健康福祉政策課) 14
- ※滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(子ども・青少年局) 15
- ※滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(道路保全課) 16

公布された条例のあらまし

- 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第28号)
 - 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく法令遵守体制の改善に必要な措置の命令に係る事務を大津市に移譲することとしました。(別表関係)
 - 2 この条例は、令和3年8月1日から施行することとしました。ただし、3の一部は公布の日から施行することとしました。
 - 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(条例第29号)
 - 1 個人の県民税
 - (1) 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、株式等譲渡所得割の納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品取扱業者等に支払うべき一定の費用の金額がある場合には、当該金額(一定の金額を限度とする。)に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないこととしました。(第1条による改正後の第36条の18関係)
 - (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の県民税まで延長することとしました。(第1条による改正後の付則第4条の5関係)
 - (3) 個人の県民税の所得割の税額控除の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限ることとしました。(第1条による改正後の付則第4条の2の2関係)
 - 2 法人の事業税
 - (1) 電気供給業のうち、電気事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業(以下「特定卸供給事業」という。)に係る法人の事業税について、資本金の額または出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額および所得割額の合算額によって、それぞれ課することとしました。(第1条による改正後の第37条関係)
 - (2) 電気供給業のうち、特定卸供給事業に対する法人の事業税の税率を次のとおりとすることとしました。(第1条による改正後の第38条の3関係)
 - ア 資本金1億円超の普通法人
 - (ア) 収入割 100分の0.75

(イ) 付加価値割 100分の0.37

(ウ) 資本割 100分の0.15

イ 資本金1億円以下の普通法人等

(ア) 収入割 100分の0.75

(イ) 所得割 100分の1.85

3 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿等の保存方法等の特例

(1) 自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合における県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存ならびに当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について、知事の承認を不要とすることとしました。(第1条による改正後の第143条および第144条関係)

(2) 卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡または消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類について、当該卸売販売業者等が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、一定の方法により、当該書類に係る電磁的記録の保存または当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えることができることとしました。(第1条による改正後の第143条および第144条関係)

(3) 次の書類に記載されている事項を一定の装置により電磁的記録に記録する場合には、一定の方法により、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができることとする等の措置を講ずることとしました。(第1条による改正後の第143条関係)

ア 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合におけるその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類

イ 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合における当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類

ウ 卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡または消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類

(4) 書類の徴収および提出について、次の措置を講ずることとしました。(第1条による改正後の第145条関係)

ア (3)アおよびイの書類について、当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもって当該書類の徴収に代えることができることとしました。

イ (3)アおよびイの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、一定の方法により、当該電磁的記録を保存しなければならないこととしました。

4 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1(1)および(2)ならびに3は令和4年1月1日から、2は令和4年4月1日から、1(3)は令和6年1月1日から、それぞれ施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 過疎地域における課税免除について、次の改正を行うこととしました。(第2条および第3条関係)

(1) 課税免除の適用を受ける区域を過疎地域のうち過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域とすること。

(2) 対象事業について、情報サービス業等を加えるとともに、過疎地域持続的発展市町村計画において振興すべき業種として定められた事業に限ること。

(3) 第1種特別償却設備の取得価額の要件を緩和するとともに、対象となる設備投資の範囲を拡大すること。

(4) 第1種特別償却設備に係る県税の課税免除の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。

2 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第179号)の一部改正による医薬品等の調査に係る調査事項の増加等に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料の額を改定することとしました。(別表第53関係)

2 その他

(1) この条例は、令和3年8月1日から施行することとしました。ただし、(2)および(3)については、公布の日から

施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

○ **滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例** (条例第32号)

1 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)の失効および過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の制定に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第10条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ **滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例** (条例第33号)

1 ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならないこととしました。(別表第1関係)

2 感染症および食中毒の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととしました。(別表第1関係)

3 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(別表第1関係)

4 感染症または非常災害の発生時において、入所者等に対する処遇を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な措置を講じなければならないこととしました。(別表第1関係)

5 保護施設の設備、職員、会計および入所者等の処遇の状況を明らかにする記録ならびに救護施設および更生施設の入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録について、電磁的記録により行うことができることとしました。(別表第1および別表第2関係)

6 その他

(1) この条例は、令和3年8月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ **滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例** (条例第34号)

1 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業または社会福祉事業に従事していた期間を勘案するものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとしました。(別表第3および別表第13関係)

2 その他

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ **滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例** (条例第35号)

1 旅客特定車両停留施設の構造について、新たに基準を定めることとしました。(別表関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

3 その他必要な規定の整備を行うこととしました。

条	例
---	---

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第28号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(10)の項モ中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改め、同項ヤ中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改め、同表(32)の3の項オ中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改め、同項サ中「質問」の右に「（法第8条の2第1項および第2項ならびに第72条の3の規定による命令に係るものに限る。）」を加え、同項シ中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同項中ナをニとし、セからトまでをソからナまでとし、スの次に次のように加える。

<p style="text-align: center;">セ 法第72条の2の2の規定による必要な措置の命令（卸売販売業者に係るものに限る。）</p>	
---	--

付 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、別表(10)の項および(32)の3の項シの改正規定は、公布の日から施行する。

滋賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第29号

滋賀県税条例等の一部を改正する条例

（滋賀県税条例の一部改正）

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に、「第150条」を「第146条」に改める。

第23条の3の2第2項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第27条の7中「あわせて」を「併せて」に改める。

第36条の18第3項中「の金額」の右に「または同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第37条第1項第3号中「および同法」を「、同法」に改め、「発電事業等」という。）の右に「および同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第38条の3第2項およ

び第3項において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第38条の3第2項および第3項中「および発電事業等」を「、発電事業等および特定卸供給事業」に改める。

第40条第1項中「この節」の右に「および第4章」を加える。

第66条第1項第1号エ中「総務省令で定める」を「施行規則第9条の4第4項に規定する」に改め、同号オ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同号カ中「第9条の4第5項」を「第9条の4第6項」に改め、同項第2号ア中「第9条の4第6項」を「第9条の4第7項」に改め、同号ア(ア) a中「第9条の2第16項」を「第9条の2第18項」に改め、同号ア(ア) b中「第9条の2第17項」を「第9条の2第19項」に改め、同号イ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第8項」に改め、同項第3号ア中「もので総務省令で定める」を「もので施行規則第9条の4第9項に規定する」に改め、同号ア(ア)中「総務省令で定めるもの(以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」を「施行規則第9条の2第22項に規定するもの(以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」を「施行規則第9条の2第23項に規定するもの(以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則第9条の4第10項に規定する」に改め、同号ウ中「第9条の4第8項」を「第9条の4第11項」に改め、同号エ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第12項」に改め、同号オ中「第9条の4第10項」を「第9条の4第13項」に改め、同号オ(ア) a中「第9条の2第24項」を「第9条の2第29項」に改め、同号オ(ア) b中「第9条の2第25項」を「第9条の2第30項」に改め、同条第2項第1号ア中「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号イ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第15項」に改め、同号ウ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第16項」に改め、同号エ中「第9条の4第16項」を「第9条の4第17項」に改め、同項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則第9条の4第18項に規定する」に改め、同項第3号ア中「総務省令で定める」を「施行規則第9条の4第19項に規定する」に改め、同号イ中「第9条の4第19項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ウ中「第9条の4第20項」を「第9条の4第21項」に改め、同号エ中「第9条の4第21項」を「第9条の4第22項」に改め、同条第4項中「第9条の2第27項」を「第9条の2第32項」に、「同条第28項」を「同条第33項」に改め、同項の表第1項第1号ウ(イ)の項の次に次のように加える。

第1項第1号エ	第9条の4第4項	第9条の4第23項の規定により読み替えて適用される同条第4項
---------	----------	--------------------------------

第66条第4項の表第2項第1号アの項中「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に、「同条第12項」を「同条第14項」に改め、同表第2項第1号イの項中「第9条の4第13項」を「第9条の4第15項」に、「同条第13項」を「同条第15項」に改め、同条第5項中「総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない」を「施行規則第9条の2第35項に

規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない」に、「総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している」を「同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項の前に次のように加える。

第1項第1号ア	第9条の4第1項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第1項
---------	----------	--------------------------------

第66条第5項の表第1項第1号ア(イ)の項の次に次のように加える。

第1項第1号イ	第9条の4第2項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第2項
---------	----------	--------------------------------

第66条第5項の表第1項第1号イ(イ)の項の次に次のように加える。

第1項第2号ア	第9条の4第7項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第7項
---------	----------	--------------------------------

第66条第5項の表第1項第2号ア(イ)の項の次に次のように加える。

第1項第2号イ	第9条の4第8項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第8項
---------	----------	--------------------------------

第66条第5項の表第1項第2号イ(イ)の項の次に次のように加える。

第1項第3号ア	第9条の4第9項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第9項
---------	----------	--------------------------------

第66条第5項の表第1項第3号ア(イ)の項の次に次のように加える。

第1項第3号イ	第9条の4第10項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第10項
---------	-----------	---------------------------------

第66条第5項の表第1項第3号イ(イ)の項の次に次のように加える。

第2項第1号ア	第9条の4第14項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第14項
---------	-----------	---------------------------------

第66条第5項の表第2項第1号ア(イ)、第2号イおよび第3号ア(イ)の項中「、第2号イおよび第3号ア(イ)」を削り、同表に次のように加える。

第2項第2号	第9条の4第18項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第18項
第2項第2号イ	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

第2項第3号ア	第9条の4第19項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第19項
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

第4章の章名中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に改める。

第143条の見出し中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に改め、同条中「表の各号の左欄」を「各号」に、「当該各号の右欄に掲げる」を「それぞれ当該各号に定める」に、「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 第40条の13第1項、第2項または第4項に規定する製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者または小売販売業者 これらの規定に規定する帳簿

(2) 第41条の8に規定する特別徴収義務者 同条に規定する帳簿

第143条に次の2項を加える。

2 卸売販売業者等は、第40条の5第2項の規定により保存することとされている書類の全部または一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、卸売販売業者等は、第40条の5第2項または第40条の11第1項もしくは第2項の規定により保存することとされている書類の全部または一部について、当該書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えることができる。この場合において、当該書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該卸売販売業者等は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

第144条の見出し中「県税関係帳簿」を「県税関係帳簿等」に改め、同条第1項中「前条の表の各号の左欄」を「前条第1項各号」に、「当該各号の右欄に掲げる」を「それぞれ当該各号に定める」に、「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第2項中「前条の承認を受けている同条の表の左欄に掲げる者」を「前条第1項の規定により同項各号に定める県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもつて当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えている当該各号に掲げる者または同条第2項の規定により同項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えている卸売販売業者等」に、「において、県税関係帳簿のうち同条の承認を受けているもの」を「には、当該県税関係帳簿または当該書類」に改め、「、知事の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた県税関係帳簿」を「県税関係帳簿または当該書類」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 卸売販売業者等は、前条第2項に規定する書類の全部または一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該書類の保存に代えることができる。

第145条を次のように改める。

(書類の電磁的記録による徴収等)

第145条 卸売販売業者等は、第40条の11第1項または第2項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもつて当該書類の徴収に代えることができる。

2 前項の規定により同項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、規則で定めるところにより、その提供を受けた電磁的記録を保存しなければならない。第146条から第149条までを削る。

第150条中「第143条または第144条各項のいずれかの承認を受けている県税関係帳簿」を「第143条第1項、第2項もしくは第3項前段、第144条各項または第145条第2項のいずれかに規定する規則で定めるところに従つて備付けおよび保存が行われている県税関係帳簿または保存が行われている書類」に改め、「当該県税関係帳簿」の右に「または当該書類」を加え、同条を第146条とする。

付則第4条の2の2第1項中「および扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者および第21条第1号アの表に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

付則第4条の5中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第8条第11項第2号エ中「附則第7条第19項」を「附則第7条第21項」に改め、同条第12項中「附則第3条の2の18第1項」を「附則第3条の2の19第1項」に、「附則第7条第21項」を「附則第7条第22項」に改め、同条第13項中「附則第7条第22項」を「附則第7条第23項」に改め、同条第14項中「附則第7条第23項」を「附則第7条第24項」に改める。

付則第10条の2の6第1項の表自衛隊の使用する機械を管理する者の項中「の使用する通信」を「が通信」に改め、「受けている」の右に「同法第2条第2項に規定する」を加え、「自動車で」を「自動車のうち」に、「その他これらに類する機械で」を「、レーダー、射撃統制装置その他」に、「附則第4条の7第2項」を「附則第4条の7第1項」に改め、同表鉄道事業もしくは軌道事業を営む者または専用の鉄道を設置する者もしくは専用側線において車両の入換作業を営む者の項中「もしくは軌道事業」を「または軌道事業」に、「者または」を「者、」に、「者もしくは」を「者および」に、「コンテナ貨物」を「コンテナ貨物」に改め、同表農業または林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で施行規則附則第4条の7第3項に規定するもの、農地の造成または改良を主たる業務とする者および素材生産業を営む者で同条第4項に規定するものの項中「附則第4条の7第3項」を「附則第4条の7第2項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「、林業または農地の造成もしくは改良の業務」を「もしくは林業の用に供する機械、農地の造成もしくは改良の業務の用に供する機械または素材生産業」に改め、同表鉱物(岩石および砂利を含む。)の掘採事業を営む者の項を次のように改める。

<p>鉱物(岩石および砂利を含む。以下この項において同</p>	<p>削岩機および動力付試すい機ならびに鉱物の掘採事業を営む者の事業場(砂利を洗浄する場所を含む。)内</p>
---------------------------------	---

じ。)の掘採事業を営む者	において専ら鉱物の掘採、積込みまたは運搬のために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途
--------------	---

付則第10条の2の6第1項の表とび・土工工事業で施行規則附則第4条の7第5項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の7第5項」を「附則第4条の7第4項」に改め、同表航空運送サービス業で施行規則附則第4条の7第6項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の7第6項」を「附則第4条の7第5項」に、「附則第4条の7第7項」を「附則第4条の7第6項」に改め、同表木材加工業で施行規則附則第4条の7第8項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の7第8項」を「附則第4条の7第7項」に改め、同表木材市場業で施行規則附則第4条の7第9項に規定するものを営む者の項中「附則第4条の7第9項」を「附則第4条の7第8項」に改め、同表たい肥製造業で施行規則附則第4条の7第10項に規定するものを営む者の項中「たい肥製造業」を「堆肥製造業」に、「附則第4条の7第10項」を「附則第4条の7第9項」に、「たい肥の」を「堆肥の」に、「またはたい肥」を「または堆肥」に改める。

付則第10条の2の12第2項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の11第4項に規定する」に改め、同項第2号中「附則第4条の11第4項」を「附則第4条の11第5項」に改め、同条第3項中「附則第4条の11第5項」を「附則第4条の11第6項」に改め、同項第2号中「附則第4条の11第6項」を「附則第4条の11第7項」に改め、同条第4項中「トラック(総務省令で定める)」を「トラック(施行規則附則第4条の11第13項に規定する)」に、「総務省令で定めるもの(次項において「車両安定性制御装置」を「施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの(次項において「車両安定性制御装置」に、「同条第1項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置」を「施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置」に、「総務省令で定めるもの(次項において「車線逸脱警報装置」を「施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの(次項において「車線逸脱警報装置」に、「総務省令で定めるもの(第6項」を「施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの(第6項」に、「もの(総務省令で定める」を「もの(施行規則附則第4条の11第8項に規定する」に改め、同条第5項第1号中「乗用車(総務省令で定める)」を「乗用車(施行規則附則第4条の11第15項に規定する)」に、「バス(総務省令で定める)」を「バス(施行規則附則第4条の11第16項に規定する)」に改め、同条第6項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の11第18項に規定する」に、「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第17項」に改め、同条第7項中「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第19項」に改める。

付則第10条の3第5項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第5条の2第7項に規定する」に改め、同項第4号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の11第8項に規定する」に改め、同項第5号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の11第9項に規定する」に改め、同項第6号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の11第10項に規定する」に改め、同条第6項第1号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の11第

11項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の11第12項に規定する」に改め、同項第3号中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の11第13項に規定する」に改める。

付則第20条第1項中「第35条第1項」を「第27条の9第1項」に改める。

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 滋賀県税条例の一部を改正する条例(令和2年滋賀県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち滋賀県税条例第30条第2項の改正規定中「第53条第59項」を「第53条第67項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例の目次の改正規定、同条例第36条の18第3項および第40条第1項の改正規定、同条例第4章の章名の改正規定、同条例第143条から第145条までの改正規定、同条例第146条から第149条までを削る改正規定、同条例第150条の改正規定ならびに同条を同条例第146条とする改正規定ならびに同条例付則第4条の5の改正規定ならびに次項および付則第5項から第10項までの規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中滋賀県税条例第37条第1項第3号ならびに同条例第38条の3第2項および第3項の改正規定ならびに付則第4項の規定 令和4年4月1日

(3) 第1条中滋賀県税条例第23条の3の2第2項の改正規定および同条例付則第4条の2の2第1項の改正規定ならびに付則第3項の規定 令和6年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)第36条の18第3項の規定は、令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の3の2第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

5 新条例第143条第1項および第144条第1項の規定は、令和4年1月1日以後に備付けを開

- 始する県税関係帳簿（新条例第143条第1項に規定する県税関係帳簿をいう。付則第8項において同じ。）について適用する。
- 6 新条例第143条第2項および第144条第2項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる新条例第143条第2項に規定する書類について適用する。
- 7 新条例第143条第3項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる同項に規定する書類について適用する。
- 8 新条例第144条第3項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる県税関係帳簿または新条例第143条第2項に規定する書類に係る電磁的記録（同条第1項に規定する電磁的記録をいう。付則第10項において同じ。）について適用する。
- 9 新条例第145条第1項の規定は、令和4年1月1日以後に徴する同項に規定する書類について適用する。
- 10 新条例第145条第2項の規定は、令和4年1月1日以後に提供を受ける同条第1項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録について適用する。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第30号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎地域持続的発展支援法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（過疎地域持続的発展支援法の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。

第2条第1号の次に次の1号を加える。

- (1)の2 産業振興促進区域 過疎地域持続的発展支援法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域として同条第1項に規定する市町村計画（第5号において「市町村計画」という。）に記載された県内の区域をいう。

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 第1種特別償却設備 製造業、農林水産物等販売業（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下この号および次条において同じ。）、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条第3項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）または情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業をいう。以下この号および次

条第1項第1号アにおいて同じ。) (これらの事業のうち産業振興促進区域内において振興すべき業種として市町村計画に定められたものに限る。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。) の用に直接供する一の設備で租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の下欄または第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。

ア 製造業または旅館業 500万円(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超え、1億円以下である法人にあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円)

イ 農林水産物等販売業または情報サービス業等 500万円

第2条第6号ア中「租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する」および「同項に規定する」を削る。

第3条の見出し中「過疎地域」を「産業振興促進区域」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

青色申告書を提出する法人または個人が産業振興促進区域内において過疎地域持続的発展支援法第2条第2項の規定による当該産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日から令和6年3月31日までの間に第1種特別償却設備の取得等(過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する取得等(資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設または増設に限る。)をいう。以下この項において同じ。)をしたときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

第3条第1項第1号中「製造の事業、農林水産物等販売業または旅館業」および「これらの事業」を「事業」に、「所得金額」を「所得または収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。第5条において同じ。)」に改め、同号ア中「新設し、または増設した」を「取得等をした」に、「設備を」を「設備の」に、「製造事業用」を「製造業用」に、「または旅館業用」を「旅館業用または情報サービス業等用」に改め、同号イ中「新設し、または増設した」を「取得等をした」に、「設備を」を「設備の」に改め、同項第2号中「を新設し、または増設した」を「の取得等をした」に、「過疎地域」を「産業振興促進区域に係る過疎地域」に改め、同項第3号中「を新設し、または増設した」を「の取得等をした」に改め、同条第2項中「過疎地域内」を「産業振興促進区域内」に、「過疎地域の」を「産業振興促進区域に係る過疎地域の」に、「所得金額」を「所得」に改める。

第5条第2項第1号中「(事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(以下「新条例」という。)第

3 条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に取得等（同項に規定する取得等をいう。）をした新条例第2条第5号に規定する第1種特別償却設備に係る県税について適用する。

3 改正前の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例第2条第1号に規定する過疎地域内において令和3年3月31日以前に新設し、または増設した同条第5号に規定する第1種特別償却設備に係る県税については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第2項の規定は、令和4年度分以後の年度分の個人の事業税について適用し、令和3年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第31号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第53(24)の項ア(ア)中「48,800円」を「94,000円」に改め、同項ア(イ)中「28,800円」を「60,500円」に改め、同項ア(ウ)および(エ)ならびにイ(ア)中「13,400円」を「29,600円」に改め、同表(25)の項ア(ア)中「104,100円と2,100円」を「189,700円と4,100円」に改め、同項ア(イ)中「73,000円と1,000円」を「131,800円と2,500円」に改め、同項ア(ウ)および(エ)ならびにイ(ア)中「39,300円と300円」を「70,300円と630円」に改め、同表(25)の2の項ア(ア)から(ウ)までの規定中「104,100円と2,100円」を「189,700円と4,100円」に改め、同項イ(ア)から(ウ)までの規定中「73,000円と1,000円」を「131,800円と2,500円」に改め、同項ウ(ア)および(イ)中「39,300円と300円」を「70,300円と630円」に改め、同表(25)の2の2の項ア(ア)中「48,800円」を「94,000円」に改め、同項ア(イ)中「28,800円」を「60,500円」に改め、同項ア(ウ)および(エ)ならびにイ(ア)中「13,400円」を「29,600円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、次項および付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第11項の規定に基づき、同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の2第1項または第14条の7の2第3項の確認の申請がなされた場合においては、改正後の別表第53(25)の2の項および(25)の2の2の項の規定の例により、手数料を徴収する。
- 3 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例（令和3年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「、第9項または第11項」を「または第9項」に、「、第13条の2の2第1項の登録または第14条の2第1項もしくは第14条の7の2第3項の確認」を「または第13条の2

の2第1項の登録」に、「別表第53」を「別表第53(2)の2の項、(2)の4の項および(2)の2の項」に改める。

滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第32号

滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例(平成3年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)」に、「過疎地域をいう」を「過疎地域をいい、同法の規定により過疎地域とみなされる区域を含む」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第33号

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項に次の1号を加える。

(3) 設置者は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第5項第2号中「必要な」を「、次に掲げる」に改め、「よう努める」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該保護施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を用いて行うことができる。

イ 当該保護施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整

備すること。

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

別表第1第6項第3号を次のように改める。

(3) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項に後段として次のように加え、同項を同表第8項とする。

この場合において、当該記録の整備は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。別表第2第4項第3号において同じ。）により行うことができる。

別表第1第6項の次に次の1項を加える。

7 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者等に対する処遇を継続的にを行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 設置者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第2第4項第3号に後段として次のように加える。

この場合において、当該記録の整備は、電磁的記録により行うことができる。

付 則

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間（次項において「経過期間」という。）における改正後の別表第1第5項第2号の規定の適用については、同号中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

3 経過期間における改正後の別表第1第7項の規定の適用については、同項第1号中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、同項第3号および第4号中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第34号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第3第2項第4号エ(ア)中「児童福祉事業」を「相談援助業務(法第13条第3項第2号に規定する業務をいう。以下同じ。)」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号エ(イ)中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

別表第13第1項第5号エ中「児童福祉事業等従事期間」を「相談援助業務等従事期間」に改め、同号エ(ア)中「児童福祉事業」および「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号エ(イ)中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改め、同項第6号エからキまでの規定中「児童福祉事業等従事期間」を「相談援助業務等従事期間」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設の長(以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務している者の当該乳児院等の長となる資格については、なお従前の例による。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第35号

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「もの」の右に「(当該表示を開始したことまたは当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

別表第1第1項中「1 歩道等」を「1 歩道等および自転車歩行者専用道路等の構造」に改め、同項第1号中「設ける道路」の右に「、自転車歩行者専用道路および歩行者専用道路」を加え、同項第2号ア中「または除雪」を「、除雪」に改め、「のために必要な幅員」の右に「または道路構造条例第46条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加え、同号ウ中「または」を「もしくは」に改め、「いう。)」の右に「または自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)」を加え、「当たって」を「当たって」

に、「歩道等の」を「歩道等または自転車歩行者専用道路等の」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第44条第2項に規定する幅員以上とすること。

エ 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第45条第1項に規定する幅員以上とすること。

別表第1第1項第3号アおよびイならびに第4号中「歩道等」の右に「または自転車歩行者専用道路等」を加え、同表第2項中「2 立体横断施設」を「2 立体横断施設の構造」に改め、同項第4号ア中「かご」を「籠」に改め、同号イ中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同号ウおよびエ中「かご」を「籠」に改め、同号オ中「かごおよび」を「籠および」に、「により、かご外からかご内を」を「または籠外および籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同号カおよびキ中「かご」を「籠」に改め、同号クおよびケ中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同号コおよびサ中「かご」を「籠」に改め、同号ス中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同項第5号中「。以下」の右に「この号において」を加え、同表第3項中「3 乗合自動車の停留所」を「3 乗合自動車の停留所の構造」に改め、同表第4項中「停留場等」の右に「の構造」を加え、同表第5項中「5 自動車駐車場」を「5 自動車駐車場の構造」に改め、同項第14号イ(ニ) b中「その他の」を「または」に改め、同表第6項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 案内標識

ア 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設およびエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。

イ アの案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。

ウ 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所もしくは休憩設備（以下この号において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）またはオに規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けること。

エ ウの案内標識は、日本産業規格 Z 8210 に適合すること。

オ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（前項第3号前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この号において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

カ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の

構造および移動等円滑化のための主要な設備の配置を点字、音声その他の方法により視覚障害者に案内する設備を設けること。

(2) 視覚障害者誘導用ブロック

ア 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場の乗降場ならびに自動車駐車場および旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

イ アの規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第2項第4号サの基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前号カの規定により設けられる設備（音声によるものを除く。）、便所の出入口および前項第14号の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

ウ 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路およびエスカレーターの上端および下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

エ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度の差が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックを容易に識別することができる色とすること。

オ 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。

(3) 休憩施設

ア 歩道等または自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチおよびその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替する施設がある場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

ウ イの設備に優先席（主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。）を設ける場合は、その付近に当該優先席を優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けること。

(4) 照明施設

ア 歩道等、自転車歩行者専用道路等および立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等および立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

イ 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場、自動車駐車場および旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場、自動車駐車場および旅客特定車両停留施設の路面または床面の照度が十分に確保される場合は、

この限りでない。

別表第1第6項第5号から第8号までを削り、同項第9号中「歩道等」の右に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同号を同項第5号とし、同項を同表第7項とし、同表第5項の次に次の1項を加える。

6 旅客特定車両停留施設の構造

(1) 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) 自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(2) 前号の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において路面に高低差がある場合は、エレベーターまたは傾斜路を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

(3) 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第6号および第7号の基準に適合するものに限る。）または傾斜路（第8号の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。

(4) 旅客特定車両停留施設の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

イ 段差を設ける場合は、当該段差は、次に掲げるとおりとすること。

(ア) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度の差が大きいこと等により段差を容

易に識別することができるものとする。

(イ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

(5) 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

(イ) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) 自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(6) 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 籠の内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造を有するもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠および昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、アただし書の構造を有するエレベーターにあつては、この限りでない。

エ 第2項第4号オからスまでに掲げる基準に適合するものとする。

(7) 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数ならびに籠の内法幅および内法奥行きを定めるに当たっては、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮すること。

(8) 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この号において同じ。）

は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、アからウまでに掲げる基準については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとする。

オ 第2項第5号ウおよびカからコまでに掲げる基準に適合するものとする。

- (9) 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、ウおよびエに掲げる基準については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
- ア 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。
- イ エスカレーターの上端および下端に近接する通路の路面等において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用または下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
- ウ 踏段の幅は、80センチメートル以上とすること。
- エ 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。
- オ エスカレーターの行先および昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。
- カ 第2項第6号イからオまでに掲げる基準に適合するものとする。
- (10) 第2項第8号(アおよびサを除く。)の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。
- (11) 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる基準に適合するものとする。
- ア 床面は、平たんで、滑りにくい仕上げがなされたものとする。
- イ 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- ウ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- エ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留または駐車のために供する場所(以下エにおいて「旅客特定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(視覚障害者に対する誘導または段差の存在等の警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下同じ。)その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備を設けること。
- オ 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造とすること。
- (12) 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により知らせる設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (13) 前項第12号から第17号までの規定は、旅客特定車両停留施設に設ける便所について準用する。この場合において、同項第14号ア中「第7号に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同号」とあるのは「第7号」と読み替えるものとする。
- (14) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ること。

ア 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第1号アからウまでに掲げる基準に適合するものとする。

イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とする。

(イ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとする。

a 幅は、80センチメートル以上とする。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

(ウ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

ウ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。

(15) 前号の規定は、待合所および案内所について準用する。

(16) 乗車券等販売所または案内所(勤務する者を置かないものを除く。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けること。この場合においては、当該設備を有する旨を当該乗車券等販売所または案内所に表示しなければならない。

(17) 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設けられている場合は、この限りでない。

(18) 災害等のために旅客特定車両停留施設を一時使用する場合は、この項の規定によらないことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。